

豊川市監査公表第18号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月27日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	星	川	博	文

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象団体及び所管部署

- (1) 対象団体
豊川市スポーツ協会
(財政援助団体)
- (2) 所管部署
教育委員会スポーツ課

2 監査の範囲

- (1) 対象団体
令和6年度豊川市スポーツ協会会計
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)
- (2) 所管部署
令和6年度一般会計(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

令和7年10月3日～令和7年12月25日

4 監査の方法

監査対象団体及び所管部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

- (1) 豊川市スポーツ協会
 - ア 財政援助の目的、内容について
 - イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
 - ウ 対象事業等の執行について
 - エ 会計経理、財産管理について
- (2) 教育委員会スポーツ課
 - ア 財政援助の目的、内容について
 - イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
 - ウ 対象事業等の執行について

5 監査の実施場所

豊川市役所監査委員室

6 団体の概要等

(1) 団体の概要

ア 設立年月日	昭和38年1月15日
イ 組織	会長 1名 副会長 2名 参与 1名 理事長 1名 会計 1名 会計監査 3名 職員 2名（事務局長1名、事務員1名）

（令和7年3月31日現在）

ウ 事業内容 体育諸行事を開催する
体育に関する普及並びに指導
体育施設に関すること
体育保健に関する調査、研究並びに研究会、講習会、講演会の開催
その他、本会の目的達成に必要な事業を行う

(2) 補助金の額

スポーツ協会補助金 7,827,000円（R6）

7 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【豊川市スポーツ協会】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 豊川市スポーツ協会経理規程第5条第1項の規定により、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録及び決算報告書を作成しなければならないが、そのうち財産目録が作成されていなかった。そのため、令和6年度に取得したノートPCを含め、市補助金等で取得した固定資産物品などの資産の管理が適正な状態であるとは言えない。また、記念事業費の積立金現在高が決算報告書に記載されておらず、会計事実の内容を明瞭に記録し表示されているとは言えない。よって、所要の手続きにしたがい財産目録を作成し、評議員等会員に対して適切な事業報告が行えるよう改善されたい。

- (イ) 豊川市スポーツ協会補助金交付要綱第7条第2項の規定により、実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して10日以内又は翌年度の4月10日までに提出しなければならないが、5月16日付けで提出していた。そのため、要綱の規定にしたがい適正な手続きを行うよう改善されたい。

【教育委員会スポーツ課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

豊川市スポーツ協会補助金交付要綱第7条第2項の規定により、実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して10日以内又は翌年度の4月10日までに提出しなければならないが、豊川市スポーツ協会から5月16日付けで提出され、同日受領していた。そのため、要綱の規定にしたがい適正な手続きを行うよう改善されたい。